

国立大学法人大阪教育大学附属天王寺小学校 P・T・A 規約

第一章 名称および事務所

- 第1条 この会は国立大学法人大阪教育大学附属天王寺小学校 P・T・A(保護者と教員の会)という。
第2条 この会は事務所を附属天王寺小学校内に置く。

第二章 目的

- 第3条 この会は保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第4条 この会は、前項の目的をとげるため、つぎの活動をする。
1) よい保護者とよい教員となるよう努める。
2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
3) 児童の生活環境をよくする。
4) 公教育費を充実することを努める。
5) 国際理解に努める。

第三章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、つぎの方針に従って活動する。
1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3) この会または、この会の役員名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4) 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第四章 会員

- 第6条 この会の会員となることのできる者はつぎのとおりである。
1) 附属天王寺小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
2) 附属天王寺小学校の校長、副校長および教員。
3) この会の趣旨に賛同する者、ただしその入会は、運営委員会が決定する。
第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。
第9条 この会は、全国附属学校 P・T・A 連合会の会員となる。

第五章 経理

- 第10条 この会の活動に要する経費は、会費、運営費、その他の収入によって支弁される。
第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
第12条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。
第10条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第六章 役員

- 第14条 この会の役員は、つぎのとおりである。
会長1名・副会長若干名・書記1名・会計1名
役員は、他の役員、会計監査委員または選挙監理委員を兼ねることができない。
第15条 役員は総会において選出される。
第16条 役員の任期は1年とする。
第17条 会長は、本会を代表し、つぎの職務を行う。
1) 総会および運営委員会を招集し、会議の議長となる。
2) 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会の委員長および委員を委嘱する。
3) 運営委員の承認を得て、臨時委員会の委員長および委員を委嘱する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
書記はつぎの職務を行う。
1) 総会および運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2) 記録、通信その他の書類を保管する。
3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
第20条 会計は、つぎの職務を行う。
1) 総会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。

- 2) 年2回、会計監査委員の監査を経た会計報告ならびに決算報告をする。
- 3) この会の財産を管理する。
- 4) 予算の立案について協力する。

第七章 その他の委員

- 第21条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。
- 1) 会計監査委員は、総会において、選出される。
 - 2) 会計監査委員は、必要に応じ、隨時、会計監査を行うことができる。
 - 3) 会計監査委員の任期は、1年とする。
- 第22条 役員および会計監査委員の候補者を指名するときには、役員、会計監査委員候補者指名委員会(以下「指名委員会」という)を置く。
- 1) 指名委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。
 - 2) 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに、解任される。
- 第23条 役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理する必要のあるときには、3名の選挙管理委員を置く。
- 1) 選挙管理委員は、総会において、選出される。
 - 2) 選挙管理委員は、その任務を終了したときに、解任される。

第八章 総 会

- 第24条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第25条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
1. 定期総会は、4月・3月に開催する。
 2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第26条 総会は会員の家庭数の5分の1以上出席しなければその議事を開き、議決することができない。
- 第27条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第九章 運営委員会

- 第28条 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、臨時委員会のある場合には、その委員長、校長、副校長および関係教員をもって構成され、各種の委員会によって立案された事業計画の連絡承認、総会に提出議案報告等、会の総合的な事務事業について協議する。
- 第29条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったときに、開催する。
- 第30条 運営委員会は、委員の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
- 第31条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第十章 常置委員会および臨時委員会

- 第32条 この会の活動に必要な事項について、立案運営するために、常置委員会を置く。常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。
- 第33条 特別な事項について、必要があるときには、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会について、必要な事項は、細則で定める。

第十一章 細 則

- 第34条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の決議を経て定める。運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第十二章 改 正

- 第35条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第十三章 附 則

- 第36条 会の名称の改正は、平成16年4月1日より適用する。
- 第37条 副会長の人数の改正は、平成30年2月2日より適用する。
- 第38条 定例総会の時期の改正は、令和元年4月1日より適用する。